



Title	ハカーマニシュ朝初期の女性労働者
Author(s)	川瀬, 豊子
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1982, 16, p. 27-52
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48016
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ハカーマニシュ朝初期の女性労働者

川瀬豊子

ペルセポリス出土のハカーマニシュ朝（アカイメネス朝）時代の王室経済文書（宝蔵文書・城砦文書）によれば、王室管轄下の労働者は一般に *kurtas*⁽¹⁾ とよばれる。*kurtas* は、南はパールサ地方から北はエラム東部に及ぶペルセポリス王室経済圏における生産活動の中核的存在であった。かれらの実態を知ることが、王室経済のみならずハカーマニシュ朝の社会構造を知るためにも重要な手がかりであることは、容易に推測される。

従来の *kurtas* に関する研究は、主に一九四八年にキャメロンによって公刊された宝蔵文書⁽²⁾に基づくものであった。しかし内容・数量の両面において宝蔵文書を凌駕する城砦文書⁽³⁾に基づく徹底的な研究は、いまだ数少ない。一九六九年にハロックによって公刊された城砦文書は、テキスト一〇八七点を含み、第三代ダーラヤワウ一世（ダレイオス一世）の治世第一三年—第二八年（前五〇九—四九四）の広範な王室経済の活動を記録する。この新史料の出現によって、*kurtas* のアウトラインはかなり明らかになったものの、*kurtas* の実態解明のためにはなお多くの基

基礎的な研究が必要である。

本稿では、筆者の今後の *kurtas* 分析のための基礎作業のひとつとして、城砦文書を手がかりに、*kurtas* の約半分を占めながら、従来 *kurtas* 全体の中で部分的に言及されるにすぎず個別の検討対象としてとりあげることのなかった女性労働者の問題を考察したい。女性労働者の実態を明らかにすることによって、彼女たちとともに生きた *kurtas* 全体の問題に対するパースペクティブも拡がることになるはずである。

二

kurtas というエラム語は、ハカーマニシュ朝時代のバビロニア出土のアッカド語文書の *gardu* やエジプト出土のアラム語書簡の *grd*⁽⁵⁾とともに、言語学的には古代ペルシア語の **garda* (「家僕」) < **gida* (「家」) に由来する⁽⁶⁾ことが明らかにされている⁽⁷⁾。この *kurtas* = *gardu* = *grd* 論に基づいて、これまで *kurtas* の法的・社会的地位に関してさまざまな見解が提示されてきたが、いまだ最終的な一致をみるに至っていない⁽⁸⁾。これらの諸見解の検討自体は本稿の目的ではないので、ここで深くたちいることはしないが、女性労働者の考察のために、従来の研究史をふまえ、*kurtas* について次の事実だけは確認しておかねばならない。

kurtas はペルシア人をはじめとする帝国諸民族で構成され、ペルセポリスの王宮建設現場のほか、各地の工房、宝蔵、果樹園、放牧地などで集団労働に従事した。成人男女とともに少年・少女も労働に参加し、かれらは *gal makip* 「支給物によつて生活する (者)」と呼ばれた。支給は一般に一ヶ月単位で計算され、主に大麦でおこなわれた。成人男性一人あたり三バール⁽⁸⁾、成人女性二バールを標準としていた。支給額の差は、労働内容あるいは熟練度に

基づいていたと考えることができる。少年・少女は一一・五一〇・五バル。ぶどう酒の場合は、成人男性一一・マリシユ、成人女性一マリシユであったが、支給対象は明らかに限定されていた。また月額支給の他に、さまざまの特別支給が存在した。⁽⁹⁾ ダーラヤワウの治世末期からは（宝蔵文書）、銀の支給も記録される。これらの支給記録が作成される場合には、*kurtas* を修飾する職名や民族的・地理的呼称あるいは*kurtas* に対する支給割当担当官名などが、*kurtas* を確定する主要な手段となつた。⁽¹⁰⁾ *kurtas* の家族生活は、基本的には保証されていたと考えられる。⁽¹¹⁾ なお *kurtas* は必ずしもすべての労働者を示すものではないが、本稿では *kurtas* に考察を限定したい。

三

まず、女性労働者が *kurtas* 全体の中で占める位置を確かめておく必要がある。そのために *kurtas* に対する月額支給を記録するテキスト三四二一点のうち労働集団内部の構成を確認できる二四九例⁽¹³⁾について、支給額を基準に男女の構成（成人男性・成人女性・少年・少女）を整理した。その結果、労働集団の構成方法に、表1に例示される四タイプが存在することを確認することができた。⁽¹⁴⁾

タイプI・男性を中心に構成される労働集団（四九例）

タイプII・ほぼ同数の男女で構成される労働集団（一一〇例）

タイプIII・女性を中心に構成される労働集団（六一例）

タイプIV・最高額受給者として大麦五バルあるいは六バルを受けとる女性が存在する労働集団（二九例）

表1. 労働集団の構成(1)

タイプ	PF No	kurtas 合計	m	大麦支給額(BAR)										男女別 合計
				5	4½	4	3½	3	2½	2	1½	1	½	
I	956	68	m					20	48					68
			f											
II	858	75	m						26		(4)	(5)	(4)	39
			f								22	(4)	(4)	
III	915	167	m						6		(4)	(4)	(6)	22
			f						30		100(4)	(2)	(6)	
IV	957	62	m			1			3	(2)	(3)	(2)		16
			f	1				3	(1)	4(1)	(5)	(2)	(3)	
								26						46

注 m:男性 f:女性 ()は「こども」を示す。

表3. 労働集団の規模

人 数	テキスト例	
	A ¹⁾	B ²⁾
1—9	37	1
10—29	59	2
30—49	40	1
50—99	48	11
100—149	26	1
150—199	20	7
200—249	13	5
250—299	6	
300—399	6	1
400—499	1	
500—	4	
合 計	260	29

注1) A:タイプI~IVの集計。

2) B:タイプIVのみの集計。

注

1) 分類基準は以下のとおりである。

m:男性 f:女性

I: m > 2f I': mのみ

II: m = f (m ≤ 2f, f ≤ 2m)

III: f > 2m III': fのみ

IVについては本文解説に加え

表2. 労働集団の構成(2)

タイプ (テキスト例)	集団 全体	成人	テキスト 例
I (43)	I—I	9	
	I—I'	1	
	I'—I'	29	
	I—I	3	
	I—I'	1	
II (110)	II—II	67	
	II—I'	1	
	II—III	37	
	II—III'	5	
III (61)	III—III	49	
	III—I'	1	
	III—I	1	
	III—III'	9	
	III'—III'	1	
IV (29)	IV—IV	25	
	IV'—IV'	2	
	IV"—IV	2	
合 計			243

IV: f > 2m IV': fのみ IV": m = f とする。

2) 本章冒頭で述べた249例中、本表作成については、成人を含まない集団(6例)は対象外とした。

労働集団内部の実態が必ずしも明らかではない現在の史料状況では、テキストに記録される *kurtas* すべてについて、かれらが単独の労働集団を構成したのか、あるいは労働集団内のサブグループを構成するにすぎないのかを確定することは不可能である。しかしながらこれらのテキストは、*kurtas* に対する王室の支給記録であると同時に、なによりも *kurtas* の労働管理のために作成されたものであるので、テキストに記録される集団は、特定の場所で特定の労働内容と関連して編成された集団であるとみなしてさしつかえない。少なくとも王室にとつて、集団労働の管理単位になつていただけは確実である。

テキスト例から明らかなように、ほぼ同数の男女で労働集団が構成されることが最も多かつた。おそらくこれらのは多くは PF 909, 910 (成人男性一人、成人女性一人、少年一人) に示唆されるような家族を最小単位としていたのであろう。このタイプに、被征服民族名を伴う例が他よりはるかに多いことは、ハカーマニシュ朝の被征服民族の支配を考える上で注目すべき事実である。この場合には一般に、成人の男女数にも大差はない。

さて男女同数あるいは女性を中心とする労働集団の例は合計 100 例、全体の八〇%を占める (タイプ II・III・IV)。女性の労働力が王室経済の重要なファクターであつたことは明らかである。しかも四タイプのすべてについて成人に限つてさらに詳細に検討するならば (表 2)、一三一例が女性のみ、あるいは女性を中心として構成されていたことがわかる。すなわち「女・こども」を中心とする労働集団であつた。この傾向は規模が大きくなると一層顕著になる。

表 3・A は、先に抽出した三四二点のうち、集団の構成人数を知ることのできる二六〇例を分類したものである。このうち二〇〇人以上の労働集団三〇例のタイプ別分布状況は次のようになる。II-II・四、II-III・一二、III-

III・八、IV・IV・六。⁽¹⁶⁾ タイプIは存在しない。少年・少女を含めた労働集団全体を問題にすれば、ここでもタイプIIが最も多い。しかし成人に限つてみれば、実に二六例（II・III・III・III・IV・IV、約八七%）で成人女性の優位が証明されるのである。

以上のように、王室経済において女性の労働力に対する需要はかなり大きい。⁽¹⁷⁾ しかし前述のように大麦の標準月額は成人男性三バルに対し成人女性二バルであり、支給額には歴然たる差が存在する。タイプI・II・IIIでは、労働内容によつては、男性と同様に三バルを支給されることもあつたが、女性が集団内の男性をうわまわる支給を得ているのは二例のみである（PF 1029, 1030）。これら三タイプでは、たゞ成人女性と少年・少女のみで集団が構成される場合でさえ、おそらく成人女性が集団の責任者であつたと推定されるのであるが、彼女たちが三バルを受けとる例はそれほど多くはない。⁽¹⁸⁾ すなわちテキスト例の九割近くを占めるこれら三タイプの考察からいえるのは、女性の労働力が相対的に男性の労働力より低く評価されていたということである。

このような女性労働者の一般的状況を考えるならば、タイプIV⁽¹⁹⁾の労働集団がきわめて特異な存在であったことは明白である。ここでは集団内で最高額の大麦支給を受けとるのはすべて女性であり、男性に対してさえ稀な五バルを受けとる。⁽²⁰⁾ さらにPF 1956 II. 4-10, PF 1960 II. 5-10では、大麦六バルを支給される女性が存在する。男性労働者に対する六バルの大麦支給は、現在のところ城砦文書では一例しか検証されていない（PF 865）。一般にタイプIVでは⁽²¹⁾ 五バル受給者一一人に続き四バル、三バル、二バルを受けとる女性が記録される。成人女性の標準月額二バルの受給者は、各集団の成人女性全体の中では少数であり、タイプIVは成人女性に対する高額支給を特徴とする。一方男性は四一三バルを受けとるが、四バル受給者は少数である。

筆者がタイプIVのマルクマールとした五バルの大麦支給を受けた女性は、PF 866 ではあるが、iršara 「二一
 (22) ダー」とよばれている。iršara に関しては、第一二一年のPittannan によるkurtaš を記録するPF 903, 904 とPF
 957, 958 が示唆的である。PF 957. では、kurtaš 六一人のうち女性一人に五バル、男性一人に四バル、女性三人
 に四バルの大麦が支給される(表一)。一方PF 903f. では、女性一人に三マリシュ、男性一人に二マリシュ、女
 性二人に一マリシュのぶどう酒が支給される。PF 958 とPF 904 とともに第七月の記録であり、この両テキストは
 大麦の高額受給者とぶどう酒を受けた五人が同一人物であることを教えてくれる。しかも、PF 875, 876, 879, 1076 ではやはり、三マリシュ (kurtaš)
 に対するぶどう酒の最高支給額) を受けた女性がiršara とよばれている。したがってタイプIVの大麦支給テキ
 ストと女性に対するぶどう酒三マリシュの支給を含むテキストが一対のものであり、しかもiršara とよばれる人
 たちこそが大麦五バルとぶどう酒三マリシュと引きわめて優遇された支給の恩恵に与ることができたことは疑い
 ない。さらに今一度女性労働者のおかれていた一般的の状況を思いおこすならば、iršara に対する優遇は、所属する
 集団の指揮監督という責務のみならず、彼女たちが労働内容と関連したとりわけ高度の技術の保持者であったこと
 によると考へるべきであろう。

結局タイプIVの労働集団は、王室からきわめて高い評価を得ていた女性リーダーの下に編成された女性中心の、
 しかも成人女性のほとんどが標準月額二バルを越える大麦支給を受けたといふことから判断して、なんら
 かの特殊な技術をもつ女性中心の集団であったとみなすことができる。集団の規模は概して大きい(表3・B)。
 本章では、女性労働者の実態を理解するための基底となるべき事実関係を検証した。とりわけ成人女性の労働力

を中心にして組織された集団が相当数存在したという事実は、王室の *kurtas* 管理の構造を把握する手がかりにもなるであろう。次章では、このような労働集団のうち最も多くのテキスト例を得ることができ、かつ内容的にも変化に富む Pašap を女性労働者分析の第一としてとりあげたい。⁽²³⁾

四

(1)

成人女性を中心とする労働集団には、特別に女性を示す限定語 SAL が *kurtas* あるいは職名に附加されることが⁽²⁴⁾ある。限定語 SAL が確認できるものとしては、Pašap, Harrinup, ⁽²⁵⁾abbakis⁽²⁶⁾, ⁽²⁷⁾abbakkanaš があるが、検証例のほとんどは前二者に集中する。Pašap は、11回例のすべてにわたって Pašap あるいは Pašap が修飾すべき *kurtas* に限定語 SAL がつく。Harrinup については111例中17例。すなわち Pašap と Harrinup は、構成員として男性を含んでこないにわかわらず、女性の労働集団とみなされてきたものの最も顕著な例であった。これに関連して興味深いのは、特別支給についての記録で Pašap と Harrinup が同一テキストに並記されてくるという事実である⁽²⁸⁾。しかも PF 1165 では、両者は zamip という特別の術語で総括されてくる。zamip は女性に限定して用いられる術語ではない。この語に対してハロックは「肉体的に困難な労働に従事している者」という解釈の可能性を提示しているが、決定的なものではない。しかしいずれにしても王室が、Pašap と Harrinup に管理対象として何らかの共通性を認識していくことだけは確実である。

Pašap について、城砦文書を公刊したハロックは、地理的呼称あるいは職名であるという以外、何も具体的な解説はおこなっていない⁽³⁰⁾。これに対し、この語がアヴェスタ語 pas-「編む、結びめをひく」に由来するものであり、Pašap を「絨氈織りの女たち」と解釈すべきであるとするヒンツの主張⁽³¹⁾は注目に値する。

ハカーマニシュ朝時代の絨氈に関しては、クセノフォンが宮廷で使用された *παπία* の存在を伝えている⁽³²⁾。しかもアルタイ山地のパズイルイクで発見された前五世紀のスキタイの古墳からきわめて精巧なイラン産と考えられるパイルのある絨氈が出土したことにより、当時すでにパイル織り絨氈の技術がきわめて高い水準にあつたことが証明されている⁽³³⁾。意匠を凝らした絨氈が宮殿を飾つたのかもしだい。しかし現実にハカーマニシュ朝治下に絨氈専門の工房があつたという確証は何もない。

われわれは、城砦文書自身に Pašap を知る手がかりを求めるべならない。すなわち PF 999 に注目すべきである。

後述のように PF 999 は、Pašap 集団の再区分を記録したテキストであるが、そこでは最多数を擁するサブグループが *tukli huttip* 「tukli をつくる人たち」とよばれている。tukli とは、前七世紀半ばのスーサで最も基本的な衣服を示すために用いられたエラム語であり⁽³⁴⁾、しかも *tuk* が羊毛を意味するところから、明らかに羊毛で織られた衣服であったと判断してよい。したがって、*tukli huttip* を主要な構成要素として存在しする Pašap が、織布に從事する労働集団であったことは確かである。そしてついで、イランで最も古くから最も広範に利用されていた羊毛が主要な原料であったこともおそらく間違いない⁽³⁵⁾。ペルセポリス出土の五点の織物断片のうち一点も、かなり上質の羊毛で織られたものと同定されている⁽³⁶⁾。それゆえ筆者は、Pašap を広義に「羊毛織り女（たち）」と考える。

Pašap の作業集団の存在は、一五地区で確認できる。そのうち人員数を知ることができるのは、PF 847 : 92

(Liduma)' PF 999 : 107 (所在地不明)' PF 1089 : 165 (Tašpak)' PF 1090 : 153 (Zappi)' PF 1128 : 97 (Liduma)' PF 1129 : 161 (Baktiš)' PF 1184 : 116 (Hidali)' PF 1794 : 544 (Uranduš) の八例である。⁽³⁷⁾ これらを表³⁸・Aと出べしみなむなむざ' Pašap が比較的大規模な集団を構成したことなどが理解できぬであら。

この八例のうち作業集団内部の構成を具体的に示してゐるのは、PF 847・JPF 999 である。PF 847 (タイプIV) では、合計九一人のうち成人女性四五人。一人が大麦五バル、三四人が四バル、九人が三バルを受けており、成人女性の標準月額一バルを受けてゐるのは一人のみである。一方成人男性一六人はすべて標準月額三バルを受けてゐる (表4)。PF 999 (タイプIII) でも成人女性の一バル受給者は少数で、成人女性に対する高額支給が確認できる (表5)。やがて PF 794⁽³⁸⁾ では、第一〇年のUranduš にて五四五人のPašap に対する UDU, NITÁ (羊・三羊) 支給——人一カ月三〇分の一頭——が記録されてゐる。kurtas に対する UDU, NITÁ 支給はきわめて稀であり⁽³⁹⁾、PF 1794 の存在は、Pašap の織布技術が王室から高い評価を得ていたことを裏付けゐるに他ならぬ。

よりぬけ PF 1794 は、城砦文書中最大の規模の Pašap 例であるが、Pašap と羊毛の関係を考える上でもあわめて興味深い。なぜならば Uranduš は、かつて筆者が論じたよう⁽⁴⁰⁾ 預託制を基盤とする王室の家畜飼養の中核組織として機能してゐた nutanuš (家畜庫) の所在地であり、かつての nutanuš には毎年 baziš (一種の家畜税) として徴収された多数の UDU, NITÁ が納められていたからである。かつて baziš 徴収が羊毛の取得を主要な目的としていたであらむといふが、すでに指摘したとおりである。Pašap に対する最も豊富な原料供給地が、最も多くの Pašap を擁してゐたといふことは充分に考えられぬいふである。kurtas は、王室の命令で移動を余儀なくせられる存在であつたのだから。

やへり Pašap 集団に「こゝは、 iršara (ニーダー) の存在が確認だ。 Pašap の iršara へコトに言及される人物は、すべて女性である。すでに筆者は前章で、 iršara が大麦五バルもぶらの酒三マコハムを受けたるきわめて優遇された存在である」とを指摘しておいたが、やへり Pašap の iršara に「こゝは UDU. NITÁ 支給が記録されてくる。すなわち PF 1790 に「よれば、 Hunar, Liduma, Hidali, Zappi, Atek にいた凡人の iršara に於て、 王室経済の最高責任者 Parnaka の命令で、 第一八年第七月—第一九年第一二月の閏月を含む実に一九カ月間にわたって、 一人一カ月三分の一頭の UDU. NITÁ が支給されたのである。 iršara に対する UDU. NITÁ 支給は、 一例のみである。しかわいの三分の一頭と、 二つ支給額は、 第一八年ペルセボリスで働く職人 (marip) を指揮監督した十人隊長 (dasabattiš) と同額であり (PF 1791)、 王室が Pašap のニーダーに対するいかに高い評価を与えていたかをうかがわせるものである。十人隊長は、 王室経済業務にも携わるゝ地位にあり (PF 207, 2017)、 城砦文書に關する限り kurtaš の表示はない。⁽⁴¹⁾

やへり Pašap の労働に対する王室の積極的な関心は、 Pašap に対する支給システムに一層明瞭に現われてくる。 kurtaš に対する支給には通例、 (1) kurmin (kurtaš に対する支給物資の管理)、 (2) damana (kurtaš に対する支給物の割当決定)、 (3) šaramana (kurtaš に対する支給物の分配担当) の三種類の業務が介在する。⁽⁴²⁾ このうち kurtaš の管理上最も大きな影響力をもつたのは、 おもへて damana 割当官であった。各地の šaramana 割当官の流動性とは対照的に、 damana 割当官は広大な管轄区で継続的に活動する。⁽⁴³⁾ いの「むば、 damana 割当官が単独 kurdabattiš kurtaš の長」とよばれてくる、 しかもよく合致するであらう。各地の šaramana 割当官は通常 damana 割当官の指令を受けて任務を遂行したと考えられるが、 damana 割当官が単独 šaramana 業務を兼任するにこもあつた。これで重要な

なのは、Pašap に対する saramana 業務が記録される場合、そのほとんどすべてに damana 担当官の名前が見いだされるという事実である。⁽⁴⁵⁾ すなわち Pašap の所在地によって saramana 業務は、Šuddayauda と Iršena との二人の人物に明確に二分されるのである。Šuddayauda は印章一の通用する王室経済圏の東南部を管轄する damana 担当官であり、Iršena は印章四の通用する西北部を管轄する damana 担当官であった。⁽⁴⁶⁾ この事実は、時と場所によってさまざまな人物が saramana 業務を担当していた他の労働集団と比較すれば、きわめて特異な現象である。これはテキスト発見の偶然性などに帰すべきものではなく、王室の Pašap 管理の原則を示しているとみなすべきであろう。

(2)

もはや Pašap の織布技術が王室から高い評価を得ていたことは、明らかである。Pašap は支給額、支給システムにおいても、一般の労働者とは区別されるべき特異な存在であった。しかし比較的大規模な集団構成、成人女性に対する高額支給、iršara の存在という Pašap の特徴は、タイプ IV の特徴とも共通する。むしろそれらをより具体的に証明したものに他ならないと筆者は考える。

城砦文書には、Pašap 以外にも多くの職名が現われる。しかしこれまでの研究で各作業集団の分析を徹底させることができなかつたのは、職名の中に意味不明のものが少なくないということに加え、必ずしもすべての作業集団に職名が記録されているのではないため、豊富な史料を有するにもかかわらず、集団の同定が進まないということに主要な原因があつた。タイプ IV もこの例外ではない。一九例のうち職名が確認できるのは、PF 847 以外にはわ

ずか一例にすがなこ (PF 865, 995)。しかし Pašap テキストとタイプIVの共通性、やむに両者の特異性を考えるならば、PF 847 のみならず、職名表示のなこタイプIVの中にも Pašap の作業集団が含まれていると推定するのは自然であらへ。されば、再度タイプIVをとりあげ、Pašap テキストと詳細に比較検討する作業が必要となる。おが第一に PF 847 よりテキストと PF 922 (一部は PF 923 に基づいてハロックが復元) がとりあげられねばならぬ。両テキストは、第一の Liduma による作業集団に対する Išena が šaramana 業務を担当した大麦支給記録である。PF 847 によれば第五田には九一人、PF 922 によれば第一田には九三人の kurtas が存在した。集団内部の構成には若干の変動はあるが、全体としてみれば、両テキストは同一集団を対象として作成されたとみなしてやつかえない。また PF 1128 よりれば、やはり同年 Liduma の Pašap 九七人が六ヶ月間ビールの特別支給を受けている (構成の詳細は不明)。同一年内の人員数の変動が何によるのかは不明であるが、PF 922 に記録され kurtas が PF 847, 1128 より Pašap であったことは間違いない。この年 Liduma には、他の作業集団に対する支給記録は発見されていない。この作業集団はタイプIVの PF 923、および再度若干の構成員の交替を伴つてタイプIVの PF 969 に現われる。すなわちタイプIVの PF 847, 922, 923, 969 ばかり、同一の Pašap 集団についての記録であつたと判断するといふがやき。

次に Zappi に隈つてみる。PF 1090 は、Zappi による Pašap 一五三人が穀粉の特別支給を受けたことを記録する。PF 1090 は、一五三人の詳細については何も記録しないが、Zappi の一五三人といふの数字は、タイプIVの PF 930 の第一の年の大麦支給記録と見事に一致するのである。しかも第一の年 Zappi には確かに Pašap は存在した (PF 1012)。この例によればやくして Išena が šaramana 業務を担当する。一方同年、

Zappi にせむるにタペル酒の特別支給を受けた三三一人の kurtaš が存在するが、かれらに対する šaramana 業務を担当したのは Ustana であるのと、PF 930 と Pašap の記録とみなす」とには抵触しない。やむと PF 931, PF 932 も、集団の構成から判断して明らかに PF 930 と同一の作業集団を対象に作成されたものである。すなわち Pašap の記録。

以上 PF 847 に加えねらにタペル酒の六例が、Pašap にてこの記録であったことは確実である。さればタイペルのうちの七例と明らかに同一の構成上の特徴をもち、かつ Pašap の存在が確認できる Hunar, Kurra, Uranduš にての少なむ七例は、回つて Pašap の記録とみなして誤りないであろう。⁽⁴⁷⁾ との結果、われわれは五地区の Pašap にて集団構成およびその変化を知ることが可能である（表4）。

Uranduš の四例が明示してくるように、毎月実に正確に Pašap の点検がおこなわれていた。しかも Šud-dayauda と Iršena による šaramana 業務の一分割を、いじりで一貫して認めることができる。すなわちタイプIVから抽出した二二例をあらたに加えることによって、人員数・支給額両面における成人女性の優位、女性リーダーの存在、工室の積極的な管理体制による Pašap テキストの分析から得た結果は、一層強化されることになる。確かにこれらは Pašap 管理の原則であった。

(3)

次に Pašap の作業内容に関連する PF 999 の分析に移る。PF 999 は、一〇七人の Pašap に対する第一四四年第一月—閏二月の大麦支給記録である（表5）。PF 999 は、通例の五バルを受けたる女性リーダーが存在せず、

ハカーマニシュ朝初期の女性労働者

表4. Pašap 集 団

P F 年 月 合計	治 世 年 月 合計	kurs tās 合計 1)	大麦支給額(BAR)							男女別 合計	šaramana 担当官	集団 所在地	当該地の Pašap確認 テキスト				
			5	4½	4	3½	3	2½	2	1½	1	½					
847	21 5	92	m f	1		34		16 9		(7) (2)	(5) (2)	(6) (9)	34 58	Iršena	Liduma	PF847 1128 1790	
922	21 12	93	m f	1		31		12 12		(6) (4) (3)	(4) (3)	(4) (13)	26 67	Iršena			
923	23 8	93	m f	1		31		12 12		(6) (4) (3)	(4) (3)	(4) (19)	26 67	Iršena			
969	28 6	94	m f	1		30		14 12		(3) (2) (6)	(2) (7) (9)		26 68	Attiyakka*			
930	22 7	153	m f	1		1 19		14 59		(9) (6) (8)	(4) (6) (4)	(11) (6) (4)	44 109	Iršena	Zappi	PF1012 1090 1790	
931	23 3	162	m f	1		1 19		16 63		(15) (6) (8)	(13) (1) (1)	(4) (5)	49 113	Iršena			
932	23 7	161	m f	1		1 19		15 63		(5) (6) (8)	(3) (1) (1)	(4) (5)	48 113	Iršena			
924	22 1	140	m f	1		7 21		7 44		(10) (6) (14)	(7) (7) (7)		37 103	Iršena			
970	28 12	161	m f	1		15 24		15 54		(14) (6) (5)	(2) (2) (2)	(20) (20)	51 110	Attiyakka*	Hunar	PF1790	
935	22 12	72	m f	1		4 9		11 17		(7) (6) (3) (6)	(6) (6) (2)		28 44	Iršena			
1948	1	218	m f	2		2 39		13 60		(2) (11)	(15) (11)	(6) (6)	(5) (21)	74 144	Suddayauda	Uranduš	PF1794
2-7	3	228	m f	2*		9 40		15 61		(6) (5)	(8) (11)	(6) (6)	(3) (11)	22 159	Suddayauda		
8-14	4	227	m f	2		9 40		15 61		(6) (5)	(9) (11)	(7) (6)	(4) (4)	23 154	Suddayauda		
15-20	7	227	m f	2		9 40		15 61		(6) (5)	(9) (11)	(7) (6)	(4) (4)	23 152	Suddayauda		
21-26	9	225	m f	2		9 40		15 61		(6) (5)	(9) (11)	(7) (6)	(4) (4)	23 152	Suddayauda		

注 1) m:男性 f:女性 ()は「こども」を示す。

2) テキストでは1½BARとなっているが明らかに書記の誤記。

3) テキストでは成人女性となっているが明らかに書記の誤記。

4) テキストでは4BARとなっているが明らかに書記の誤記。

5) テキストでは少年となっているが明らかに書記の誤記。

6) 本文注46参照。

表5. PF999

作業内容	大麦支給額(BAR)							4½	4	3	2½	2	1½	1	½
tukli bariš huttip								m 1	f 10						
tukli ramiya huttip									f 21	f 1					
tukli huttip										m 7					
luplak bariš huttip								m 2	f 6						
luplak ramiya huttip									f 7	f 1					
kansuka ramiya huttip									f 18	f 1					
kansuka huttip										m 3					
w.İlg huttip									m 2						
zilpıra										m 1					
razaka										m 1					
takdudum(?)										f 1					
合 計									m 18	f 68	(m10)	(f11)			

注 1) m:男性 f:女性 ()は「こども」を示す。

2) 「こども」については、作業内容の表示はない。

四・五バルを受けとる成人男性三人が最高額受給者となつてゐる特殊な Pašap 例⁴¹であり、この Pašap 集団は何らかの特別の目的のために編成されたのかもしれない。しかしながら Pašap 集団内部の状況を知りうる貴重な例であることにかわりはない。

表⁴²から明らかなよつて、tukli huttip, luplak huttip, kansuka huttip が、Pašap 集団の主要な構成要素であつた。tukli は本章(1)で述べたように、最も基本的な衣服を示す語である。kansuka は「上着⁴³」、luplak は「外套(?)」⁴⁴と解釈される⁴⁵。前二者についで、ヒンジの指摘のよつて、これらがペルシア人がエラム人から借用した宮廷服に関連するものだとすれば、tukli はペルセポリスのレリーフに描かれるペルシア人やエラム人が着用している袖の広い長衣を、kansuka は前七世紀半ばのスーサで tukli と組みあわせて支給されていた kuktu 「肩かけ、外套」を示しているのかもしれない⁴⁶。あることは日常生活や軍隊においてペルシア人が採用したとクセノフォンやストラボンが報告している⁴⁷メディア風の衣装に関連するものだとすれば、tukli は *χιτών* 「テュニック」、kansuka は *καύδος* 「袖つきの長い上着」を示しているのかもしれない。しかしいずれにしてもこの Pašap 集団で生産されていたのは、衣服としての完成段階まで含んでいた可能性は否定できないが、基本的には tukli, luplak, kansuka 三種類の用途に用いられる織物であつたはずである。なぜならば織物の縮充工程との関連を示唆する「胡麻」油⁴⁸づくつ人(w. I. Ig huttip)が、命あれてくるからである。胡麻油は、シユメール以来アルカリと並んで最も頻繁に縮充剤として使用されたものであつた。Pašap の織るこれら三種類の織物は品質によつて、(1)baris 「最高級の」⁴⁹ ramiya 「上質の」⁵⁰ (3)修飾語を伴わなかゝるの三段階に分けられていた。

baris huttip もこの幅及ぶる男性三人は、おそらく各グループの監督官であつた。各グループの監督官数と織

布工数、品質段階を比較すると次のようにな。tukli huttip—監督官—、織布工三九、品質三段階。luplak huttip—監督官—、織布工一六、品質上位一段階。kansuka huttip—監督官〇、織布工一一一、品質下位一一段階。tukli が最も標準的で最も需要の多いものであつたといは、このことからも明白である。最も品質管理に注意が払われてここのは luplak であり、一方、kansuka にはやほど注意が払われていな。

また baris 及 ramiya で修飾される上質の織物の生産に従事するのがすべて女性であるのとは対照的に、修飾語を伴わない最も品質の劣る織物の生産に従事するのはすべて男性であり、Pašap における女性の技術的優位には疑問の余地はない。しかもこのことは、これらの男性が一バルしか与えられていないと、事実によつて一層確かなものとなる。かれらは、テキストでは少年と区別して記録されているが、男性の場合一バル受給者が通例少年であることから判断して「おとな」とみなされるようになつて間もない男性なのであらう（ただし両者を区別する具体的な年令を知ることは現段階では不可能である）。この PF 999 の存在は、前章でタイプIVに属する集団が特殊な技術をもつ女性を中心としたものであらうと推定した筆者の立場に立つてはきわめて重要である。

さらに成人女性の支給額との分布状況を調べてみると、ramiya 段階では技術の優劣差はある程度許容されていたことがわかる。これによると baris 段階は、四バルの大麦支給を保証される特別に選りすぐられた女性のみで構成されていた。tukli 及 kansuka へ比較して、luplak ramiya へは三バル受給者に対する一バル受給者の割合が高いのは（七・二）、おそらく一人の監督官の存在によつてもたらわれるものであらう。もはや王室が Pašap 各人の技術および織物の品質管理に細心の配慮を払つていたといつては、贅言を要しない。そして王室が経済における羊毛織物の重要性についても同様である。

ところで一バールを与えられている男性はやがて三バールを与えられる段階に達するはずであるから、PF 999 については、四・五バールを受給する男性を Pašap 集団の特徴である五バールを受給する女性リーダーに置きかえさえすれば、直接生産に従事する男女のバランス自体には、他の Pašap 例と比べてなんら基本的な差異は存在しない。したがって、PF 999 における女性リーダーの不在の理由は不明であるが、他の Pašap 集団も基本的には PF 999 と同様の構成原理—織物の用途と品質による集団の再区分一に基づいて編成されていたとみなしてさしつかえないであろう。集団内の支給額の差は、各自の生産する織物の品質と、各自の熟練度によるものであった。

最後に、zilpira, razaka, zilpira の妻と注記される takdudum (?) は、前述の油ぐくり人が三バール受給者の筆頭に記録され上記三グループに先行するのとは反対に、常に上記三グループの記述終了後に現われる。かれらは織物完成後の何か補助的な作業に従事したのであらうか。⁽⁵⁶⁾ 残念ながらいざれも語義不明であるうえ、検証例は PF 999 のみであるので、かれらの作業内容を確定するにはできない。

五

本稿は、城砦文書を手がかりに、ペルセポリス王室経済圏の女性労働者の問題を考察した。その結果、女性労働者が王室経済の重要なファクターであつたこと、彼女たちの労働に対する評価は決して一律ではなく、中には男性労働者を凌ぐべきわめて高い評価を得ていた Pašap とよばれる人たちが存在していたことが確認できた。本稿であらたに一三テキストが Pašap 集団の記録と同定できたりとによつて、Pašap の実態はかなり明らかになった。

Pašap は女性リーダーの「」、成人女性の労働力を中心に編成された羊毛織りの作業集団であり、集団内部は生

産する織物の種類と品質および労働者の熟練度に基づいて再区分されていた。王室は、Pašap の織布技術と織物の品質に対する管理を徹底させると同時に、Pašap に対する異例の高額支給を保証した。とりわけリーダーとなつた女性に対する王室の評価は高く、おそらく彼女たちは長年の経験に裏付けられた高度の技術の持ち主であり、集団内の各作業を指揮し、品質管理に対しても責任を負つたのである。⁽⁵⁷⁾ Pašap 集団における男性の役割は、むしろ補助的なものにすぎなかつたと考えることができる。Pašap は女性を中心とする特殊な作業集団であつたが、彼女たちは家族生活から分断された存在であったのではない。彼女たちもまた妊娠と出産を経験し、一ヶ月の産褥期間、就労を猶予された。⁽⁵⁸⁾

さらに Pašap に関する次のような興味深い事実がある。すなわち Pašap 集団には、被征服民族名が一例も検証できないということである。しかも PF 1790 ドラマ 'Zappi' にいた Pašap のリーダー Šadduka⁽⁶⁰⁾ は Zappira 'Zappi' の人⁽⁶¹⁾ とよばれてい。彼女が地元住民から徵集された人物であつたことは間違いない。一方 Pašap 集団と対照的な男性中心のタイプ I の中に家畜飼養に従事していたと想定しうる集団が含まれているという事実がある。かれらには総じて高額支給が保証され、かつ被征服民族名が表示されることもない。かれらと Pašap のとの対照は果して偶然であろうか。筆者は、この王室の家畜飼養に従事する男たちと Pašap とともに王室経済管轄下の家畜飼養民、すなわちペルシア人の中から徵集された人たちではなかつたかと考える（羊毛織りの技術が、すぐれて家畜飼養民の間で発達してきたことに異論はあるまい）。そしてこのことは、王室の Pašap に対する異例の優遇と積極的な管理にも少なからずかかわつてくるはずである。

これは現段階ではあくまで推論の域をでないものであるが、kurtas の性格規定のみならず、ハカーマニシュ朝の

支配構造、およびハカーマリハ朝治下のペルシア人社会の構造を論じる上でも重要な問題である。しかしこれは本稿の課題を大きく越えるのであり、本稿で深くはつらわぬとのやあなかつたいくつかの問題とともに稿を改めて語りなければならない。

注

- (1) kurtaš ゼ | 身に集合や組合に用ひるべく。PF 847, 1021, 2070 ゼ | 人に対しても適用例。また特殊な单数形 kurtašra' 様式形 kurtašpe, kurzap も存在する。
- (2) G.G.CAMERON, *Persepolis Treasury Tablets*, 1943; id., "Persepolis Treasury Tablets Old and New", *JNES* XVII, 1958, pp. 161-176; id., "New Tablets from the Persepolis Treasury", *JNES* XXV, 1965, pp. 167-192. 所蔵文書は 492-458 B.C. の品種。PT も併記文書トキベム。
- (3) R.T.HALLOCK, *Persepolis Fortification Tablets*, 1969. 云々 PF T ト書記。PF は併記文書トキベム。ハロハクは、1111 のカタ「ワード」キリストを分類した。以下本稿で使用するものに限って示す。L₁.. gal makip ト修飾され R₁ 田額支給、L₂.. galma で修飾された田額支給、L₃.. 他の田額支給、M.. 特別支給、N.. 産婦支給、R.. 分類不可能な支給、T.. 書簡、V.. 壮記。
- (4) W.ELLERS, "Eine mittelpersische Wortform aus fröhachamenidischen Zeit?", *ZDMG* 90, 1936, S.193-196; id., *Iranische Beamennamen in der keilschriftlichen Überlieferung* I, 1940, S.63-67.
- (5) G.R.DRIVER, *Aramaic Documents of the Fifth Century B.C.*, 1957 の紙上「カ」 | | 書簡。たゞPF 857f の書類も「カ」 | | 書簡。
- (6) I.GERSHEVITCH, *Asia Major* N.S.2, 1951, pp. 139-142.
- (7) kurtaš の性格規定に關する諸見解の問題は、佐藤進「アカイメネス朝王室經濟の労働者 kurtaš とウラト」『ホコロハム』第一六卷第一号、昭和四八年、一一一五頁。筆者自身は、kurtaš の中には法的・社会

的地位の異なるいくつかのグループ（戦争捕虜、一定期間の賦役を果すために徴集された人たち、ペルシア人・エラム人の自由民）を含むとするダンダマイエフの見解が基本的には正しい見通しをもつものであろうと考える。

M.A.DANDAMAYEV, "Forced Labor in the Palace Economy in Achaemenid Iran", *Alt-orientalische Forschungen*

(3) 1 BAR \equiv 100A 1 mbar \equiv 100A 10A \div 0.921

(9) 支給自体はきわめて少額。通例一人一カ月一〇分の一バル。

(10) PFT, p.28.

(1) kurtasの男女比は、官能文書では万人男性二・九、女性一・九、成年文書では成人男生三七・五%、成人女生三九・五%。

メネス朝王室経済の労働者 *kurtas* 〔カーッタ〕 (11—14頁)、城壁文書では成人男性三七・五%、成人女性三九・八%、少年一一・七%、少女一〇% (M.A.DANDAMAYEV, "Royal Estate Workers in Iran", *BIIH* 1973, p.25) と算定される。成人男女の比率はほぼ対応しておらず、*kurtas* が家族生活を離れていたりする一説左しかねないが、ができる。

ハロックの分類に基づく三四点の分類は次のとおりである

………

(14) (13) ぶどう酒・ビール支給は、支給対象が限定されるので労働集団全体の構成を知るには不適当であり、これは考
察の対象外とした。また補充人員など明らかに労働集団全体にかかるなし PF 1007, 1021, 1031, 1032, 1059
1062, 1942.11.34-36 も対象外とした。表2・3の作成についても同様。なお「一五〇例中」一九七例は大麦支給記録。
タイプI・II・IIIの分類については、表2・注のように数量的に処理して得た男女の構成率を基準とした。ただ

単純に適用するのは適当でないようと思われる ($2f \neq m$ の例はない)。それゆえ 100 人以上の集団については、やがては全体の半数で女性の占める割合を百分率で計算しなおし、ボーダーラインに近似する六六%以上になるものに該当し、 $f > 2m$ のみなしどタイプIVに分類した (PF 859-861)。タイプIVの再区分についても同様に処理した (PF 1948 II. 2-26, 2045)。なお以下の数字はすべてテキスト例である。支給年・月の違いはあるが、おそ

- へへ同一集団についての記録と推定される複数のテキストが存在する場合があり、すべて同じ結果の正確な同定作業をおこなう」とよって集団数を整理する必要があることはこうまである。しかしもその結果も、全体の傾向を知るといつも問題の問題に限れば、本稿のそれと大きな差は生じなこと思われる。
- (15) 月)との詳細な *kurtas* の延焼、あらたな徵集(注13)、他地区の *kurtas* の移動(PF 1557, 1577, 1825, 1852)、死亡による支給停止(PF 975, 1957 II.12-20)などから、いわゆるテキストが *kurtas* の現状把握と再編成の基礎資料になつてこだりれば留出である。
- (16) II-II : PF 973, 1010, 1842, 1843. II-III : PF 952-954, 1028-1030, 1034, 1035, 1047, 1066, 1942 II. 10-16, II. 17-23. III-III : PF 947, 955, 959-961. 1947 II. 37-39, II. 40-42, II. 43-45. IV-IV : PF 866, 1948 II. 2-7, III. 8-14, II. 15-20, II. 21-26, 2045.
- (17) 佐藤進「アカイメンヌ朝ペルシア王室經濟の研究」『史学研究(東京教育大学文学部紀要)』11、昭和四八年、115-16頁は、第一回・二回年の *kurtas* の構成比率を成人男性11%、成人女性四五%、少年一九%、少女一四%と算定し、毎年の女性労働力の優位を指摘する。
- (18) PF 929 (65)*, 962 (14), 972 (11), 974 (27)*, 996 (15), 997 (15), 1019 (4), 1037 (9), 1051 (32)*, 1069 (31), 1070 (31), 1071 (34)*, 1943 II. 2-5 (41)*, 1947 II. 74-75 (42), 1951 II. 3-7 (21). ()内は人頭数、*は11ペルシア大妻支給を數かし女性の存在を示す。PF 1947 のみ総支給、他はすべて大妻支給。
- (19) PF 847, 866, 922-928, 930-932, 935, 940, 948, 949, 957, 958, 969, 970, 995, 1948 II. 2-7, II. 8-14, II. 15-20. II. 21-26, 1955 II. 4-7, 1956, II. 4-10, 1960 II. 5-10, 2045.
- (20) 五バルの大妻支給を數かし女性を除く。PF 865, 959-961 は記録われぬが、いわゆる場合に五バルの五バルを受かしの男性も存在する。
- (21) いの三回キストでは、六バル受給者一人だけが他の構成員とかけ離れて高額支給を得てゐるのと、タイプIVの他トキスム回列に譲じるべからぬようと思われる。
- (22) PFT, p. 704. Pasap(本稿第四章参照)(PF 875, 876, 1012, 1790) kapnuskip(押収労働組)(PF 865, 866, 879) にて云々、すべて女性。PF 1330 は移動中の今年10人を率いる男性。PF 1076 は男女各一人(職名不明)。

ハカーマニシュ朝初期の女性労働者

- zaš (PF 1203), Matannan (PF 1236), Parmadan (PF 1606), Dašer (PF 1608), Hunar (PF 1790), Atek (PF 1790). PF 1236 ゼ Irasduna (アーハ・ヤト・カ・ス・ア'ρτυωτων) は属する Pāšap の記録。
- (38) PF 1794 ゼ、王室経済の最高責任者 Parnaka が家畜長 (kāsabattīš) Harrēna と Uranduš との kāsabattīš は Irasduna. NITÁ 支給を命じた手紙。Pāšap は臣民以外の 職外表札のなつ kurtaš トウ・ク・ウ w. GIR. Ig hut-tip 「GIR (職業不明) をつくる人たる)」 110人を命じる。
- (39) UDU. NITÁ 支給をつける、川瀬農村「Haxananiš—朝初期における小家畜道程」『國立民族学博物館研究報知』
- 臣鄰 1 叹、昭和45年、表4。
- (40) 三種、前掲論文同上—七八頁。T.KAWASE, "Sheep and Goats in the Persepolis Royal Economy", *Acta Sumero-akat 2*, 1980, pp. 37-51. Uranduš の nutanuš の存続は PF 2012, 2025 と 10 ト種類がある。
- (41) 指定又は kurtaš と表示される、PT 12, 15.
- (42) 40-11 kurtaš の支給物をかうらの代理人とみなすべき人物が介在する場合がある。
- (43) PFT, p. 27f.
- (44) Karkš : PF 1161, 2010. Šuddayauda : PF 1792, 2070. Iršena : PF 1368, 1797-1800. トウ・ク kurdabattīš トウの活動は必ずしも damana 業務を担当する職業と一致する場合がある。
- (45) 城郭内壁 1114 号 1114 号。PF 1590 の Pāru.
- (46) R.T.HALLOCK, "The Use of Seals on the Persepolis Fortification Tablets", in Mc.GIBSON and R.D.BIGGS (ed.), *Seals and Sealing in the Ancient Near EAST*, 1977, pp. 129-131. Iršena の damana 業務が確認できるが、第十九年第五月—第二十一年五月でもある、その直後 Iršena の職務を引き継ぎだ人物は検証されてこなさないで PF 875, 1012, 1129 の記録で Iršena と damana 業務を継続するたむなつて問題はない。なお Iršena の職務は Lidaš と Hunar の第二十八年の記録 PF 969, 970 ゼ、おもむく今後も第二十八年後半の Attiyaka が Iršena の後継者となることを示してくる。トウ・ク・ウ。
- (47) タイプ四の中には、男性の分布が明らかに Pāšap とは異なるものが存在する。すなわち、Pāšap トウ・ク・ウとみなせるものには命じられてない。五ベルを受け取る成人男性が記録されている。これが、PF 865 (タウ

- (48) PF 866 (タペアニ) は「*kapnuškip* (宝蔵労働者) の構成」共通^{アリ}。ルネッサンスのタペアニ
の記録^{アリ}。PF 949 は *Urandus* と「*アラ*」は「*アラ*」。集団の構成から^{アリ}記録^{アリ}。PF 925-928, 957, 958, 2045 は *Pašap*
の記録^{アリ}。だのをやつせば。
- (49) HINZ, 1975, S. 145; O. SZEMERÉNYI, "Iranica VI (Nos. 71-75)", *Studia Iranica* 9, 1980, p. 53.
- (50) HINZ, 1973, S. 172.
- 「*アラ*」人の衣装は「*アラ*」 G. THOMPSON, "Iranian Dress in the Achaemenian Period, Problems concerning the *Kandys* and Other Garments", *Iran* III, 1965, pp. 121-126; D. STRONACH, "Une statue de Darius déouverte à Suse : description and comment", JA CCLX, 1972, pp. 241-246. また A. SPYCKET, "Women in Persian Art" in D. SCHMANDT-BESSERAT (ed.), *Ancient Persia: The Art of an Empire*, 1980, pp. 43-45 が幅廣
な婦人の衣装^{アリ}ト幅廣^{アリ}。
- (51) W. HINZ, *Altiranische Funde und Forschungen*, 1969, S. 72-74.
- (52) XENOPHON, *Cyropaedia* I 3 2, III 40, III 13; STRABO XV III 19.
- (53) H. W. AETZOLDT, *Untersuchungen zur Neusumerischen Textilindustrie*, 1972, S. 153-174.
- (54) HINZ, 1973, S. 41; id., 1975, S. 64.
- (55) HINZ, 1973, S. 40; id., 1975, S. 198.
- (56) 織工^{アリ}アラト^{アリ}、^{アラト}の作業^{アリ}。だのをやつせば。
- (57) R. J. FORBES, *Studies in Ancient Technology*, 1964, p. 233.
- (58) 職布技術^{アリ}だ女性の奴隸^{アリ}が部族^{アリ}を越^{アリ}へ^{アリ}か離^{アリ}へ^{アリ}か死後^{アリ}離^{アリ}へ^{アリ}か遊牧民の例
(M. G. KONIECZNY, *Textiles of Baluchistan*, 1979, p. 12f.) と、^{アリ}記録^{アリ}トギヤ^{アリ}へ^{アリ}母孫^{アリ}の指示^{アリ}が年長者^{アリ}が仕事中^{アリ}に
歌^{アリ}歌詞^{アリ}を教^{アリ}べ^{アリ}る^{アリ}と^{アリ}記録^{アリ}。WULFF, *op. cit.*, p. 215; A. SMITH, *Bind White Fish in Persia*,
1953, p. 101) が記^{アリ}。Pašap は「*アーテー*」の役職^{アリ}を担^{アリ}べ^{アリ}上^{アリ}が^{アリ}長^{アリ}的^{アリ}である。
- (59) PF 1200, 1201, 1203, 1236.

- (59) 産後 (ratip) の母親には、一ヶ月間の特別支給が与えられる。男児出産者に対する支給額は常に女児出産者の二倍である。ぶどう酒の場合、男児出産者一マリシユ、女児出産者〇・五マリシユ。穀類の場合、男児出産者二バル、女児出産者一バル。この支給が労働力確保を目的としたものであることはおそらく間違いないが、毎年最大の子福者に王から報賞が与えられたといふペルシア人の風習じみ闘連するのかかもしれない (Hdt, I 136, Stra-bo, XV iii 17)。この産後の母親に対する支給の存在は、王室の kurtaš 管理を考えた上で重要な点であるが、これがたる充分な研究はない。最近の P.NASTER, "Geboortepremies en Tewerkstelling van Jongern te Persepolis (van Darius I tot Artaxerxes I)", in A. THÉODORIDES et alt. (ed.), *L'enfant dans les civilisations orientales*, 1980, p. 20 も簡単な紹介にすぎない。なぜ王室に課つては Pasap と abbakīš (注26) を兼任する PT 6 の存在が興味深い。
- (60) M.MAYRHOFER, *Onomastica Persopolitana*, 1973, S. 229 によれば明らかにイラン語系の人名。
- (61) PF 1011, 1044, 1045, 1061, 1077-1082.

附 記

筆者は、昭和五十六年度東京外国语大学アジア・アフリカ研究所共同研究員として上國弘一助教授の御指導を受け、本稿作成にあたつても多大の御教授を賜つた。特記して心から謝意を表した。